



## Column

## 所長加納が思う つれづれなるコトバ

### 己を知る

昨年以前の話ですが、提携先より当事務所に税務顧問契約を検討したいという方のご紹介がありました。その方は建築設計をメインでされている他、飲食業やレンタルスペース業なども行っており、年商は億を超えるほど。正に「やり手社長」といった感じですが、一方ではこんな側面も…これだけ売上が上がっているのに右腕、左腕となる社員を採用するものごとごとく裏切られ、終いには会社の資金を横領され、資金繰りに窮することもしばしば。当然顧問税理士はいたものの、その窮状に対し何も支援が無かったとして毎年のように解約、契約の繰り返しで首をすげ替え。そろそろそんな状況を打破たく、長く付き合える税理士をということで当事務所に白羽の矢が上がったという感じでした。

私も過去の状況を細かく確認し、その中で当事務所が出来ることを提案してみました。その方は「自分はこういうビジネスをやりたい。そのための支援が欲しい」と仰ってきました。ただそのビジネスはまだまだ日本に根付いておらず、本気でやろうと思ったら時間もお金も必要でした。それであれば尚のこと、現在稼げているビジネスをしっかり回して、まずは必要な資金を確保し、ゆくゆくは自分の手から離れても回るような態勢が出来るようマネジメントを行うことが重要であるとお話ししました。ですが、「それは今までの税理士全員に言われた」との回答。それで私は全てを悟り、契約は私の方から辞退させて頂きました。

一人で億の売上を稼ぐのは、ビジネスマンの能力として素晴らしい一言で羨ましい限りです。しかしその売上高に見合ったマネジメント

を勉強せず、専門家の提案にも耳を貸さず、唯我独尊で我が道を進む。これでは宝の持ち腐れで、そこを改めない限りいつまで経っても浮かび上がれないでしょう。

そうならないためにも経営者は常に冷静な分析が必要であり、先月の事務所通信で「SWOT分析」をご紹介致しました。そのご説明をした際に、まずは外部環境の分析を行うことがセオリーで、それが終わったら内部環境の分析を行っていくということをお伝えしました。では分析すべき内部環境の具体例ですが、主に以下のような要素が挙げられます。

「商品・サービス」「技術力」「商品の品質・価格」「顧客データ」「認知度・ブランド力」「予算（資金力）」「社員数」「立地」など…更に言えば中小事業者は事業主の力量に左右されることも多いですから、「性格」「思考傾向」を入れても良いかもしれません。

これらの項目を可能な限り数値に落とし込んだ上で、競合他社と比較し「強みとする部分」と「劣っている部分」を明確化していきます。しかし数値化できない定性的な要素もありますし、何よりも自社を客観的に分析することはなかなか難しいかと思えます。そこで重要になってくるのが「他社の目」です。ただ「他社の目」と言っても競合他社に見てもらふ訳にはいかなないので、「異業種である協業他社」にお願いすることになるかと思えます。その中でも資金面での情報に厚い税理士は適任であると思っております。もちろん当事務所もご相談があればご対応させて頂きますので、もし自社の状況を客観分析する（己を知る）必要がある時は、ご面談の際には是非ご相談頂ければと存じます。



## 1 9月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、5月末までに中間納税をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思いますので、5/31(火)までに納付の対応をお願い致します。納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。



税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

## ① 1/31より事業復活支援金の受付が開始されました

新型コロナの影響を受け、自らの事業判断に依らず基準期間と比較し売上が30%以上減少している中小法人や個人事業者が対象で、法人は最大で250万円、個人事業主は最大50万円の給付金の支給を受けられます。

なお事業復活支援金も登録機関での**事前確認が5/26(木)**までに必須です。当事務所で対応可能ですので、ご希望者はお早めにご連絡下さい(一時支援金、月次支援金で事前確認をされた方は不要)。

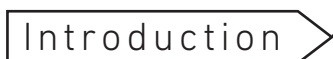


## ② 昨年10月よりインボイス制度「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出が可能となります

上記申請書は納税地の所轄税務署長に提出致します。当事務所にご依頼頂ければe-Taxにて即時に提出致しますので、消費税の課税事業者でご希望の方はご連絡下さい。

## ③ インボイス制度への対応を支援するための補助金についての資料が公表されました

インボイスの登録申請を検討する際には、これらの情報も参考にしてみてください。



当事務所のお客様をご紹介します

**環七ホビー** <https://kan7hobby.com/>



ホビー用品買取専門店として中野区から関東一円へ出張買取を行っております。提携先も多いのでホビー用品に関わらず、不用品全般の買取・片付け・処分の協力やご提案ができます。法人様でもモノに関してお困りでしたら是非ご相談下さい。



※掲載ご希望の方は加納までご連絡下さい。